平成２１年（フ）第５２４号
大分市東津留２丁目10番34号
債務者　井上　和豊
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月９日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５３９号
埼玉県熊谷市久下1860番地16
債務者　花岡　信明
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３６２０号
北海道江別市大麻中町３番地　道営住宅Ａ９―201
債務者　小野　耕司
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮永　尊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１１号
富山市向新庄137番地13、前住所富山市金山新東609番地
債務者　守内装美こと　守内　克正
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　輝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８６号
静岡県浜松市南区芳川町660番地の１、前住所静岡県浜松市西区湖東町2953番地
債務者　佐藤　梨加
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村越　啓悦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４６２号
群馬県高崎市箕郷町柏木沢1752番地10
債務者　齊藤　晶子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４６３号
群馬県高崎市箕郷町柏木沢1752番地10
債務者　齊藤　頼充
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第６０６号
愛知県一宮市野口２丁目８番12―802号　ビューパレス野口
債務者　早矢仕　茂
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２２６４号
京都市右京区太秦安井奥畑町23番地７
債務者　北　　好二
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
京都府亀岡市大井町並河１丁目５番32号
債務者　久保田洋子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第９７８号
大阪府河内長野市大矢船西町２―４―711、住民票上の住所大阪府河内長野市北青葉台５番１号
債務者　佐野　隆志
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９８０号
大阪府松原市東新町４丁目13番12―206号
債務者　野口　末男
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９８１号
大阪府松原市東新町４丁目13番12―206号
債務者　野口奈保子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１２９号
堺市美原区青南台１丁目４番11号
債務者　児山組こと　児山　公光
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１３０号
堺市美原区青南台１丁目４番11号
債務者　児山里栄子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３３６号
堺市北区長曽根町1913―１　パープルマンションⅢ209号室、住民票上の住所大阪府大阪市東住吉区鷹合４丁目２番４号
債務者　東谷幸四郎
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４４１号
大阪府羽曳野市河原城748番地の２　シャトゥドゥファミ102号室、前住所大阪府羽曳野市野205番地の63
債務者　高橋　祐二
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係